

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－５ 系統金融機関が提出する申請書等における記載上の留意点 系統金融機関が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>なお、様式・参考資料編各様式における役員等の氏名の記載欄について、既に<u>旧氏及び名</u>を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、<u>旧氏及び名のみ</u>を記載することができることに留意する。</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業</p> <p>Ⅳ－４ 特定信用事業代理業者</p> <p>Ⅳ－４－２ 主な着眼点【組合】</p> <p>Ⅳ－４－２－７ その他</p> <p>Ⅳ－４－２－７－２ 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【組合】</p> <p>準用銀行法第52条の50第2項及び信用事業命令第57条の25第5項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p><u>なお、報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該特定信用事業代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産に関する調書や</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－５ 系統金融機関が提出する申請書等における記載上の留意点 系統金融機関が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>なお、様式・参考資料編各様式における役員等の氏名の記載欄について、既に<u>婚姻前の氏名</u>を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、<u>婚姻前の氏名のみ</u>を記載することができることに留意する。</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業</p> <p>Ⅳ－４ 特定信用事業代理業者</p> <p>Ⅳ－４－２ 主な着眼点【組合】</p> <p>Ⅳ－４－２－７ その他</p> <p>Ⅳ－４－２－７－２ 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【組合】</p> <p>準用銀行法第52条の50第2項及び信用事業命令第57条の25第5項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p>

改正案	現行
<p><u>貸借対照表が含まれると考えられる。</u></p> <p><u>また、氏を改めた者が報告書の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 電子メール等による縦覧</u></p> <p><u>① 電子メール等で報告書の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る報告書を電子メール等で送付する。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p><u>② 報告書の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p><u>ア 氏名</u></p> <p><u>イ 住所</u></p> <p><u>ウ 電話番号</u></p> <p><u>エ 報告書の送付を希望するメールアドレス</u></p> <p><u>オ 職業</u></p> <p><u>カ 縦覧を希望する報告書に係る特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名</u></p> <p><u>キ 縦覧を希望する報告書に係る特定信用事業代理業者に許可番号が付されている場合にあっては、当該特定信用事業代理業者の許可番号</u></p> <p><u>ク 縦覧の目的</u></p> <p><u>③ 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る報告書の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>④ 財務局に対し、自らが所管しない特定信用事業代理業者に係る報告書の縦覧の申請があった場合は、農林水産省及び当該特定信用事業代理業者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現行
<p><u>申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>(2) <u>農林水産省又は財務局での縦覧</u></p> <p>① 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する時間内とする。ただし報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>② <u>縦覧の申出があった場合には、様式・参考資料編 様式6-14による特定信用事業代理業に関する報告書縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p>③ 報告書は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>④ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。 ア 上記①から③までその他監督当局の指示に従わない者 イ 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者 ウ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>[削除]</p> <p>⑤ <u>財務局に対し、自らが所管しない特定信用事業代理業者に係る報告書の縦覧の申出があった場合は、農林水産省及び当該特定信用事</u></p>	<p>[新設]</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。 ① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者 ② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者 ③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) <u>報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該特定信用事業代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</u></p> <p>(5) <u>特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省において閲覧が可能なこと、他の財務局長が許可を行った</u></p>

改正案	現行
<p>業代理業者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</p>	<p>特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p>
<p>V 農林中央金庫代理業</p>	<p>V 農林中央金庫代理業</p>
<p>V-4 農中代理業者</p>	<p>V-4 農中代理業者</p>
<p>V-4-2 主な着眼点【農中】</p>	<p>V-4-2 主な着眼点【農中】</p>
<p>V-4-2-7 その他</p>	<p>V-4-2-7 その他</p>
<p>V-4-2-7-2 農中代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【農中】</p>	<p>V-4-2-7-2 農中代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【農中】</p>
<p>準用銀行法第52条の50第2項及び農中法施行規則第141条第5項に規定する農中代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>準用銀行法第52条の50第2項及び農中法施行規則第141条第5項に規定する農中代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p>
<p>なお、報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該農林中央金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産に関する調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p>	
<p>また、氏を改めた者が報告書の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</p>	
<p>(1) 電子メール等による縦覧</p>	<p>[新設]</p>
<p>① 電子メール等で報告書の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る報告書を電子メール等で送付する。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</p>	

改正案	現行
<p>② <u>報告書の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>ア 氏名 イ 住所 ウ 電話番号 エ 報告書の送付を希望するメールアドレス オ 職業 カ <u>縦覧を希望する報告書に係る農中代理業者の商号、名称又は氏名</u> キ <u>縦覧を希望する報告書に係る農中代理業者に許可番号が付されている場合</u>にあつては、当該農中代理業者の許可番号 ク 縦覧の目的</p> <p>③ <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る報告書の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p>(2) <u>農林水産省又は金融庁での縦覧</u></p> <p>① 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>② <u>縦覧の申出があつた場合には、様式・参考資料編 様式7-14による農林中央金庫代理業に関する報告書縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p>③ 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>④ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができ</p>	<p>[新設]</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができ</p>

改正案	現行
<p>きるものとする。 <u>ア</u> 上記①から③までその他監督当局の指示に従わない者 <u>イ</u> 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者 <u>ウ</u> 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p>	<p>るものとする。 <u>①</u> 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者 <u>②</u> 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者 <u>③</u> 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p>
[削除]	<p><u>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該農林中央金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</u></p>
[削除]	<p><u>(5) 農中代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p>
VI 特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業	VI 特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業
VI-2 基本的な考え方	VI-2 基本的な考え方
VI-2-2 監督に係る事務処理の基本的考え方	VI-2-2 監督に係る事務処理の基本的考え方
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
<p>(6) 系統金融機関電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等における記載上の留意点 系統金融機関電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>氏を改めた者</u>においては、<u>旧氏及び名を括弧書きで併せて記載することができる</u>ことに留意する。</p>	<p>(6) 系統金融機関電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等における記載上の留意点 系統金融機関電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者</u>においては、<u>婚姻前の氏名を括弧書きで併せて記載できる</u>ことに留意する。</p>
VII 業務代理組合が行う代理業務	VII 業務代理組合が行う代理業務

改正案	現行
<p>Ⅶ－４ 業務代理組合</p> <p>Ⅶ－４－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>Ⅶ－４－２－７ その他</p> <p>Ⅶ－４－２－７－２ <u>代理事業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】</u> 再編強化法施行規則第11条第9項に規定する代理事業に関する報告書の縦覧については次のとおり取り扱うものとする。 <u>なお、報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産に関する調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</u> <u>また、氏を改めた者が報告書の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p>① <u>電子メール等で報告書の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る報告書を電子メール等で送付する。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>② <u>報告書の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u> ア 氏名 イ 住所 ウ 電話番号 エ 報告書の送付を希望するメールアドレス</p>	<p>Ⅶ－４ 業務代理組合</p> <p>Ⅶ－４－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>Ⅶ－４－２－７ その他</p> <p>Ⅶ－４－２－７－２ <u>業務代理組合に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】</u> 再編強化法施行規則第11条第9項に規定する業務代理組合に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p>才 職業 力 縦覧を希望する報告書に係る業務代理組合の名称及び認可番号 キ 縦覧の目的</p> <p>③ 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る報告書の送付を拒否することができるものとする。</p> <p>④ 金融庁又は財務局に対し、自らが所管しない業務代理組合に係る報告書の縦覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁（当該業務代理組合を財務局が所管する場合には当該財務局）に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>(2) 農林水産省又は金融庁若しくは財務局での縦覧</p> <p>① 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>② 縦覧の申出があった場合には、様式・参考資料編 様式9-6による代理事業に関する報告書縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</p> <p>③ 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>④ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。 ア 上記①から③までその他監督当局の指示に従わない者 イ 報告書を汚損若しくは破損し、縦覧を停止又はそのおそれがあると認められる者</p>	<p>[新設]</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官（又は財務局長）がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。 ① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者 ② 報告書を汚損若しくは破損し、縦覧を停止又はそのおそれがあると認められる者</p>

改正案	現行																						
<p>ウ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>[削除]</p> <p>⑤ 金融庁又は財務局に対し、自らが所管しない業務代理組合に係る報告書の縦覧の申出があった場合は、農林水産省及び金融庁（当該業務代理組合を財務局が所管する場合には当該財務局）において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</p> <p>【様式・参考資料編】 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧 別添様式 6－14</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業に関する報告書縦覧申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇財務（支）局長 〇〇〇〇 殿 農林水産大臣 〇〇〇〇 殿</p> <table border="1" data-bbox="159 1023 1104 1118"> <tr> <td style="width: 15%;">縦覧の目的</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="159 1150 1104 1406"> <thead> <tr> <th>許可番号</th> <th>特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名</th> <th>貸出</th> <th>返納</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	縦覧の目的		許可番号	特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納																	<p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 業務代理組合に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁（又は財務局）において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>【様式・参考資料編】 [新設]</p>
縦覧の目的																							
許可番号	特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納																				

改正案

現行

(注) 「許可番号」欄は、縦覧を希望する報告書に係る特定信用事業代理業者に許可番号が付されていない場合にあつては、記入不要。

上記特定信用事業代理業に関する報告書を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時	分
返納	時	分

農林中央金庫代理業に関する報告書の縦覧
別添様式 7-14

[新設]

農林中央金庫代理業に関する報告書縦覧申請書

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

縦覧の目的	
-------	--

許可番号	農中代理業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納

改正案

現行

(注) 「許可番号」欄は、縦覧を希望する報告書に係る農中代理業者に許可番号が付されていない場合にあつては、記入不要。

上記農中代理業に関する報告書を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時	分
返納	時	分

代理事業に関する報告書の縦覧
別添様式 9-6

[新設]

代理事業に関する報告書縦覧申請書

年 月 日

〇〇財務(支)局長 〇〇〇〇 殿
金融庁長官 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

縦覧の目的	
-------	--

許可番号	業務代理組合の商号、名称又は氏名	貸出	返納

改 正 案				現 行	
<p>上記代理事業に関する報告書を縦覧したく、申請します。</p>					
<p>申請者 氏 名 _____</p>					
<p>住 所 _____</p>					
<p>電話番号 _____</p>				貸出	時 分
<p>職 業 _____</p>				返納	時 分

附 則

この通知の改正は、令和7年1月6日から適用する。